

平成28年横瀬町農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月25日（金）午前10時から10時56分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（13人）

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小川俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員（なし）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第23号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 町田文利

書記 町田勝一

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。本日は、委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第12回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

9番、岸岡広雄委員、10番、富田哲夫委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、議案第23号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件です。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間で決定いたしました。

日程第3、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第21号について事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の村越推進委員、お願いします。

村越推進委員。

村越推進委員 11月21日に浅見孝子委員と現地調査を実施いたしました。奥さん立ち会いのもと、この件については理由書があり、面積については小面積であり、ほかに敷地もなく、転用はやむを得ないものと思われれます。

以上です。

議 長 続きまして、補助員の説明に移ります。

補助員の1番、浅見委員、お願いします。1番。

浅見委員

1番、浅見です。

21日に村越推進委員と現地確認をいたしました。近隣の方に対しても問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議長

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第21号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長

全員賛成です。

よって、議案第21号番号1 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第21号番号2について事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局

〔事務局朗読説明〕

議長

事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の村越推進委員、お願いします。

村越委員。

村越推進委員

21日に浅見孝子委員と申請人の〇〇〇〇さんと一緒に現地調査を実施いたしました。現地は獣害により作物の収穫ができなため、広葉樹のサワグルミを植えたいということであります。近隣に農地もなく、問題ないものと思われまます。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

続きまして、補助員の説明に移ります。

補助員の1番、浅見委員、お願いします。1番。

浅見委員

1番、浅見です。

〇〇〇〇さんからも植林しますという確認もできましたので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第21号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第21号番号2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第21号番号3について事務局の説明を求めます。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の村越推進委員、お願いします。

村越推進委員。

村越推進委員 21日の日に浅見孝子委員と一緒に現地調査を実施いたしました。この土地は広葉樹植林済みで、始末書もあり、キャンプ場、〇〇の近くで、近隣に農地もなく、影響はないものと思われます。よって、この農地転用はやむを得ないものと思われます。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、補助員の説明に移ります。

補助員の1番、浅見委員、お願いします。1番。

浅見委員 1番、浅見です。

村越推進委員のとおりでございますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

9番。

岸岡委員 現地を見たのですが、写真も貼付されておりますが、傾斜地であって、畑としてはどうしようもないような畑のようにも見えますが、〇〇の絡みがあるかと思うのですが、背景には大変ご苦勞をいただいている動きも見えますが、〇〇のときに既に畑だということがわかっていながら、現状が

このような形で山林化されていたという状態をなぜ放置したのか、その辺について聞かせていただけますか。

議 長 事務局。

事務局 9番委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この農地につきましては、農地利用状況調査では違反転用で以前から懸案でございました。今回山林にするところの下の農地については、平成〇年におきまして、農業委員会の決定で非農地決定した農地でございます。申請地につきましては、〇〇をはじめるときからある程度はわかっていたわけなのですが、山林部分と雑種地部分ということで分筆等に相当なる時間を要して、今回分筆等もおかげさまでできました。農地転用の手続をさせていただきたいと思っておるところでございます。

〇〇をやり始めてから4年目になるわけなのですが、専門家でないと、個人で今は分筆もできない。もし分筆をするとなりますと、調査士さんをお願いすると約40万程度のお金もかかるということもありますので、〇〇〇〇とも相談しながら進めまして、時間はかかりましたが、今回の申請に至ったわけでございます。

今回委員さんにご審議をいただきまして、お願いしたいと思います。

以上です。

議 長 9番。

岸岡委員 説明ありがとうございました。強いて言えば、始末書の中で書かれている内容を見ますと、事前に許可も受けないでおわび言葉はあるのですが、経過が若干入ると、もっと皆さんにはわかりやすく、理解も得られると思いますので、できればそのような始末書の指導を今後お願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議 長 要望でよろしいですね。

岸岡委員 はい。

議 長 他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第21号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第21号番号3 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案22号番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、村越推進委員、お願いします。

村越委員。

村越推進委員 11月21日に浅見孝子委員と一緒に現地調査を実施いたしました。この土地に関して〇〇〇〇〇氏から事業計画書の提出があり、キャンプ場用地として利用。近隣に農地もなく、近隣の影響は少ないと思われまます。また、〇〇〇〇氏からも始末書があり、転用のための農地権利設定は問題ないものと思われまます。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助員、1番、浅見委員、お願いします。1番。

浅見委員 村越推進員さんのおりでございますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めまます。

お諮りいたします。上程中の議案第22号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第22号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに

決定いたしました。

続きまして、議案第22号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了いたします。

ただいま事務局から説明がありましたとおり、申請書類が不備のため、補正を依頼してあります。今回は審議保留といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

7番。

木崎委員 保留扱いでいいのですか。それとも、もうこれは添付書類が不備という状況だから、審議に値しない。なので、もう返すよという形で処理するのがいいのか、その辺どうなのですか、執行部見解は。

事務局 7番委員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

事務局といたしまして、事業計画者とお話をしていて、この総会までに間に合うようであったら図面の差しかえたいということであったわけなのですが、林道の関係ですが、県の管理になっておる関係で、道路の占用等の許可に多少の時間を要することです。今回の審議はできないので、書類の提出次第、来月の総会において再審議をお願いしたいものでございます。

以上でございます。

議長 7番。

木崎委員 林道の占用許可、そうしたものもあると、かなり手続がかかると思うのです。短期間で不備の書類が事務局に上がって、すぐまた議案が再開して審査できることであればいいのですが、ある程度時間が長くなると予測されるのであれば、私の考えとしては、この案件の審議はできないので、申請人に返してしまったほうが私はいいような気がするのです。改めて添付書類等が完璧にそろった状態で申請が上がった時点で審議に出すことでやったほうが形上はきれいな形になるのかなという気もいたします。これは私の考え方ですが、その辺はいかがですか。

議長 事務局

〔「お時間いただけますか」〕

議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時46分

議 長 休憩前に引き続き再開いたします。
今回の審議は保留としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、審議保留とさせていただきます。
日程第5、議案第23号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件を議題といたします。

関連性がございますので、一括上程審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、一括上程審議させていただきます。
議案第23号番号1及び番号2について事務局の説明を求めます。
事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第23号番号1、番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。
よって、議案第23号番号1、番号2 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

ここで会議録での字句の整備についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時56分)